

生駒市教育委員会規則第6号

生駒市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月25日

生駒市教育委員会教育長 中 田 好 昭

生駒市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

生駒市立学校給食センター管理規則（昭和41年11月生駒市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（給食の実施）」に改め、同条中「生駒市立学校給食センター」を「学校給食センター」に、「187回」を「192回」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

給食費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校の児童及び職員 月額4,400円（8月の給食費の月額については0円、9月の給食費の月額については4,400円に、第6条第1号の規定により算定する基準額に3を乗じて得た額を加算した額）
- (2) 中学校の生徒及び職員 月額4,800円（8月の給食費の月額については0円、9月の給食費の月額については4,800円に、第6条第2号の規定により算定する基準額に3を乗じて得た額を加算した額）

第6条を次のように改める。

（基準額）

第6条 給食1食当たりの基準額（以下「基準額」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する者 月額4,400円に11を乗じ、その額を185で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これ

を切り捨てた額)

- (2) 第3条第1項第2号に規定する者 月額4,800円に11を乗じ、その額を172で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

第7条中「日割」を「日割り」に改め、同条第1号中「減じた額」の次に「(その額が0円を下回る場合には、0円)」を加え、同号ただし書を削り、同条第2号及び第3号中「得た額」の次に「(その額が給食費の月額を超える場合には、給食費の月額)」を加え、「ただし、その給食回数が17回以上となる場合は、給食費の月額とする。」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。